|  |
| --- |
| 第６次大河原町長期総合計画・後期基本計画の素案について  **ご意見をお寄せください** |

**■募集の趣旨**

　町では、第６次大河原町長期総合計画（令和元～１１年度）の前期５年が経過することから、これまでの政策・施策の評価・検証を行い、令和６～１１年度の後期６年間の政策・施策の方向性を示す後期基本計画の策定を進めています。

　このたび、後期基本計画の素案がまとまりましたので、その内容をお知らせし、広く町民・団体・企業等の皆さんにご意見をいただくため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

**■募集期間**

　令和５年１１月２日（木）から令和５年１１月２１日（火）まで（郵送の場合は１１月２１日必着）

**■意見提出の方法等**

　（１）意見をお寄せいただける方

　　　以下のいずれかの要件を満たしている方

1. 大河原町内に住所（所在地）を有する個人、団体又は企業等
2. 大河原町内に通勤・通学している方

　（２）提出方法

　　　所定の「意見記入用紙」に必要事項（氏名、住所、電話番号、通勤・通学先、計画の素案に対するご意見等）を記入の上、持参、郵送、ＦＡＸ、電子メール又は二次元コードによる回答フォームにより提出してください。

1. 持参・・・大河原町役場２階 政策企画課までお願いします。
2. 郵送・・・〒９８９－１２９５　大河原町字新南１９番地　大河原町役場 政策企画課宛
3. FAX・・・０２２４－５３－３８１８
4. 電子メール・・・kikaku@town.ogawara.miyagi.jp
5. 二次元コード・・・右記二次元コードを読取り、ご入力お願いします。

（URL）https://ttzk.graffer.jp/town-ogawara/smart-apply/apply-procedure-alias/r5-public

※電話や匿名によるご意見は受付できませんので、ご注意ください。

(3)計画の素案・応募用紙の入手場所・方法

　　　① 役場２階政策企画課、中央公民館、金ケ瀬公民館、駅前図書館、世代交流いきいきプラザ、総合体育館

1. 町のホームページからダウンロード（URL） <https://www.town.ogawara.miyagi.jp/>

**■いただいた意見の取り扱い**

**○お寄せいただいたご意見の内容により、計画案の最終調整を行います。ご意見により計画案の修正を行う場合には、後日ホームページ等で公表をいたします。その際には、ご意見をいただいた方の住所、氏名等の個人情報は公表しません。修正を要さない場合には、計画案の参考とするとともに、計画を推進する上での参考として活用させていただきます。**

**○ご提出いただいた意見記入用紙の返却はいたしませんのでご了承ください。**

問い合わせ先　大河原町役場　政策企画課　企画振興係　℡０２２４－５３－２１１２

**後期基本計画策定について**

超高齢化の進行に加え、今後必ず訪れる少子化と人口減少の社会にあっても、人々がいきいきと活躍できるまちであるためには、過去から受け継いだ町の財産と、現在持っている町の能力を十分に活かしきることが重要です。

本町では、一歩先行く先進のまちづくりを継承し、町のブランドを確立し誰からも選ばれるようなまちづくりを進めることが大事であるとして、まちの活力、誇り、魅力がずっと「咲きほこる」ように、「ひと・まち・桜が咲きほこる先進のまち」をまちの将来像に掲げ、これまで長期総合計画の基本構想・基本計画に基づき、政策・施策を進めてきました。

第６次大河原町長期総合計画　策定/平成30年度　計画期間/令和元年度～令和11年度

≪長期総合計画の構成≫

町政運営の基本理念及びまちの目指す将来像を示すもの

**基本構想**

**（令和元年度～令和11年度）**

基本構想を実現するための施策の基本的な方向及び体系を示すもの

**基本計画**

**（前期：５年　後期：６年）**

基本計画による施策を実現するための具体的な取組みを示すもの

**実施計画**

**（３か年計画、毎年度策定）**

基本計画　前期基本計画/令和元年度～５年度　後期基本計画/令和６年度～11年度

前期基本計画の計画年度が令和５年度で終了することから、前期の政策・施策の実施に対する評価・検証を行うとともに、課題及び住民ニーズ等の再確認をし、まちづくりの前進に向け改めて政策の基本方針、施策の方向性、目標指標等を示す後期基本計画を策定します。

第６次長期総合計画で示したまちの将来像、キャッチフレーズ、政策の基本方針は変更せず、まちづくりのコンセプト（大切な視点）に関しては、今後まちづくりの重点に置く**「Ｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇなまちづくり」「地域共生社会の実現」「スポーツを活用したまちづくり」**を追加し、後期基本計画に位置付けています。

後期基本計画の計画期間は、令和６年度から令和11年度までの６年間とします。

**地域共生社会の実現**

**すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、格差や偏見のない認め合いの社会が必要です。共に生きるという視点をさらに重視し、人と人のつながり、人と地域のつながり、支え合う地域づくりを進めていきます。す。**

**Well－beingなまちづくり**

**コロナ禍・物価高騰・自然災害等により暮らしが変動した経緯から、幸福が実感でき、健康な日々が送れること、その状態が続いていくことの大切さを再認識し、心身と社会が健康で幸福な状態が継続することを示す「Well－being」を活用し、Well－beingなまちづくりを進めていきます。**

**スポーツを活用したまち**

**づくり**

**日常で体を動かす様々なことをスポーツととらえ、健康の喜び、元気が活気につながるまちづくりを目指していきます。スポーツと健康、スポーツと観光、スポーツと交流など多くの場面でスポーツを活用していきます。**